

意見書
在職老齢年金制度の見直しについて
2019年10月8日

シンクタンク・ソフィアバンク代表
年金部会委員
藤沢久美

在職老齢年金制度の見直しについて、10月9日付の資料を拝見し、定年廃止の検討や実施を行う企業が出てきている現状において、拙速に基準額の引き上げを実施する必要があるのかを検討するため、以下の点を明らかにしていただきたい。

定年廃止の検討や実施を行う企業数は、増加傾向にあるのか？

64歳までの28万円の上限に対して、定年が65歳の企業従業員は、就労時間の制御をしているのか？定年が65歳であると認識している就労者の場合は、28万円の上限は阻害要因になっていないのではないかと？つまり、定年廃止が実施されると、上限は就労者にとって阻害要因にならないのではないかと？

P9に紹介されている山田先生の分析結果によれば、65歳以上には、上限額が与える影響は有意でないと紹介されているにも関わらず、なぜ、65歳以上の上限額の見直しを行うのか？

これまでの年金制度の見直しでは、常に将来の財源の確保と安定が意識されてきたが、今般の見直しは、財源の確保と安定に寄与するものであるのか？

今般の見直し案では、就労機会があり所得のあるものに対する優遇措置であり、高齢者になってもなお、資産がなく、就労しなくてはならない者には対しては、何ら便益はなく、格差を広げる可能性はないか？

今般の議論の対象である厚生年金には消費税の充当はないが、消費税が引き上げられたタイミングで、この議論が行われるのは、社会保障対策として消費増税が行われたと認識している国民意識に対し、消費税が引き上げられた途端にまた大盤振る舞いがされるような誤解や悪印象を与えるのではないかと？

以上